

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める程度（案）

1 告示の趣旨

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号）の施行により、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改正され、同法第4条第1項に定める障害者の定義に、「治療方法が確立していない疾病その他の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者」（いわゆる難病等の患者）が追加されることに伴い、この「厚生労働大臣が定める程度」を定めるもの。

2 告示の内容

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条第1項に規定する厚生労働大臣が定める程度は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）別表に掲げる特殊の疾病による障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける程度とする。

3 根拠規定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条第1項

3 告示日・適用日

- ・ 告示日 平成25年1月下旬（施行政省令と同日）
- ・ 適用日 平成25年4月1日